

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）の一部を次のように改正する。

付則第3条の2第5項第2号中「100分の5」を「法第2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に改め、同条第6項中「100分の5」を「法第2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に、「同項に規定する経過年数」を「前項に規定する経過年数」に改める。

付則第3条の3第7項第2号および同条第8項中「100分の5」を「法第2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。